

# 子ども家庭福祉

## 問 1

次の文は、児童家庭福祉の理念に関する記述である。不適切な記述を一つ選びなさい。

1. 「児童憲章」は、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために定められた。
2. 「児童福祉法」には、全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されることその他の福祉を等しく保障される権利を有することが明記されている。
3. 「児童憲章」には、全て国民は、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重されるよう努めなければならないことが明記されている。
4. 「児童福祉法」では、国及び地方公共団体は、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならないことが明記されている。
5. 「児童福祉法」には、児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負うことが明記されている。

**問 2**

次の文は、子ども観の変遷に関する記述である。不適切な記述を一つ選びなさい。

1. エレン・ケイ (Key, E.) は、1900 年に著した『児童の世紀』において、子どもが教育を受ける権利を享受することによって主体的に育つ可能性を示した。
2. ルソー (Rousseau, J.-J.) は、1762 年に『エミール』において「子ども期」の重要性を指摘した。
3. アリエス (Aries, P.) は『<子供>の誕生』において、17 世紀までの西欧では、子どもは「小さな大人」として扱われ、労働に従事し、大人との違いは明確に意識されていなかったと主張した。
4. 1601 年にイギリスで成立した「エリザベス救貧法」では、子どもは、有能貧民、無能貧民とともに保護の対象であることを示した。
5. 1874 年に通達された「恤救規則」では、公的救済の対象を、子どもを除く、家族の扶養を受けられない者とした。

**問 3**

次の文は、母子生活支援施設についての記述である。不適切な記述を一つ選びなさい。

1. 1997 (平成 9) 年の「児童福祉法」改正で、施設の目的に「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、施設種別の名称が変更された。
2. 母子が一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる児童福祉施設である。
3. 厚生労働省によると、2016 (平成 28) 年 10 月 1 日現在、全国に 232 箇所が設置されており 3,300 世帯が入所していた。
4. 「児童養護施設入所児童等調査結果 (平成 25 年 2 月 1 日現在)」 (厚生労働省) によると、母子生活支援施設入所世帯の母親の半数以上は就業していたが、就業している母親のうち「常用雇用者」は 15% に満たなかった。
5. 「児童養護施設入所児童等調査結果 (平成 25 年 2 月 1 日現在)」 (厚生労働省) によると、母子世帯になった理由としては「死別」が最も多く、次いで「離別」、「未婚の母」であった。

## 問4

次の文は、わが国の少子化に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- 1989（平成元）年の合計特殊出生率は、1966（昭和41）年（丙午：ひのえうま）を下回る1.57を記録した。
- 近年、女性の未婚率は上昇を続け、2010年の「国勢調査」（総務省）では、30～34歳の女性約3人に1人が未婚であった。
- 結婚年齢が高くなる晩婚化が進行しており、「人口動態統計」（厚生労働省）によると2014（平成26）年における平均初婚年齢が男女ともに32歳を超えた。
- 「人口動態統計」（厚生労働省）によると、2014（平成26）年の第1子出生時の母の平均年齢は28歳未満であった。
- 「人口推計（2015年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした2015年10月1日現在確定値）」（総務省）によると、少子高齢化に伴い、65歳以上の人口が全人口の3分の1を超えた。

（組み合わせ）

|   | A | B | C | D | E |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | ○ | ○ | × | × | × |
| 3 | ○ | × | ○ | × | ○ |
| 4 | × | ○ | ○ | ○ | × |
| 5 | × | × | × | × | ○ |

## 問5

次の文は、「児童の権利に関する条約」第27条の一部である。（A）～（C）にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び（A）な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の（B）を認める。
- 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な（C）を確保することについての第一義的な責任を有する。

（組み合わせ）

|   | A   | B  | C    |
|---|-----|----|------|
| 1 | 知的  | 主張 | 養護   |
| 2 | 知的  | 権利 | 生活条件 |
| 3 | 社会的 | 意見 | 養護   |
| 4 | 社会的 | 権利 | 生活条件 |
| 5 | 社会的 | 意見 | 生活条件 |

## 問6

次の文は、児童に関する法律等についての記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」は、特に経済的に厳しいひとり親家庭の子どもに対する現金給付に関して定めている。
- B「児童福祉法」は、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に関して定めている。
- C「児童手当法」に基づく児童手当は、児童を養育している者に対して支給される。
- D「発達障害者支援法」は、成人以降の発達障害者支援を対象とした法律であり、発達障害児支援に関しては「児童福祉法」に規定されている。

|   | A | B | C | D |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ○ | × | ○ | × |
| 2 | ○ | × | × | ○ |
| 3 | × | ○ | ○ | × |
| 4 | × | ○ | × | × |
| 5 | × | × | ○ | ○ |

## 問7

次のうち、認定こども園の種別として正しいものを○、誤ったものを×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

(組み合わせ)

- A 地方裁量型
- B 幼保連携型
- C 幼稚園型
- D 事業所併設型
- E 保育所型

|   | A | B | C | D | E |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | ○ | ○ | ○ | × | ○ |
| 3 | ○ | × | × | ○ | × |
| 4 | × | ○ | ○ | × | ○ |
| 5 | × | ○ | × | ○ | × |

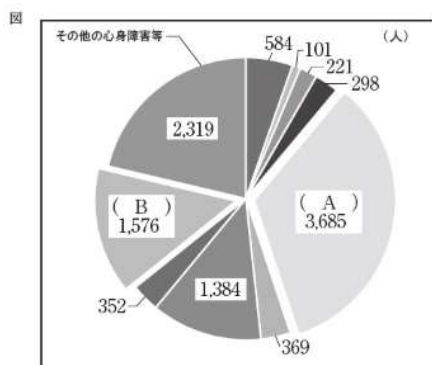
## 問 8

次の文は、児童自立生活援助事業についての記述である。不適切な記述を一つ選びなさい。

1. 自立援助ホームは、「児童福祉法」に規定された児童自立生活援助事業を行う施設である。
2. 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課の調べによると、平成28年10月1日現在、児童自立生活援助事業を行う施設は、全国に約140 か所設置されている。
3. 児童自立生活援助事業の対象者には、児童養護施設の対象となる18 歳未満の児童は含まれない。
4. 「児童養護施設入所児童等調査結果（平成25 年 2 月 1 日現在）」（厚生労働省）では、自立援助ホーム入所児の 6 割以上に被虐待経験があった。
5. 「児童養護施設入所児童等調査結果（平成25 年 2 月 1 日現在）」（厚生労働省）では、自立援助ホーム入所児の保護者の状況について、「両親ともいない」、「両親とも不明」が、合わせて約 3 割であった。

## 問 9

次の図は、「児童養護施設入所児童等調査結果（平成25 年 2 月 1 日現在）」（厚生労働省）における、児童養護施設に入所している児童の心身の状況に関する調査結果である。（ A ）・（ B ）にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。



(組み合わせ)

|   | A        | B       |
|---|----------|---------|
| 1 | 知的障害     | 身体虚弱    |
| 2 | 知的障害     | 広汎性発達障害 |
| 3 | 身体虚弱     | 知的障害    |
| 4 | 身体虚弱     | ADHD    |
| 5 | LD(学習障害) | 知的障害    |

## 問10

次の文は、「児童福祉法」第13条に示された児童福祉司に任用される要件についての記述である。下線部分について正しいものを○、誤ったものを×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- (a) 弁護士
- (b) 医師
- 社会福祉主事として、(c) 2年以上児童福祉事業に従事した者

• 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において (d) 1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの

• 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、(e) 又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

( 組み合わせ )

|   | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 2 | ○ | ○ | × | × | × |
| 3 | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | × | × | ○ | × | ○ |
| 5 | × | × | × | × | ○ |